

青年部FAX速報

No. 020

2020年 1月10日



FAX飛躍

JR東労組 東京地本青年部

これ以上組合員の声を封殺することは許さない!

シリーズその②

①東京地方本部が発出した12月31日の声明は何を意味しているのか分からない。
★書いてある内容の通り! 正常な労働者の心を持っている人なら理解できる!

2019年12月31日東京地本発出の『JR東日本会社による「労組脱退パワハラ」と、たたかいを放棄する中央本部に怒り労働委員会と個人訴訟に起ち上がった仲間とともに安心して働ける健全な職場を目指す声明』は、12月26日に東日本会社を相手取り、個人訴訟を起こした4名の仲間、そして11月11日に東京都労働委員会へ不当労働行為の救済申し立てを行った水戸地本・バス棚倉分会の仲間を支持し、連帯する意思を表明したものです。そして、起ち上がった仲間を支持しないどころか、水戸地本鈴木執行委員長代理、山口書記長の2名に対して制裁申請、執行権停止、組合員権の一部停止の統制処分をした中央本部の労働組合としてあるまじき姿を糾弾するものです。

これに対して「何を意味しているのか分からない」などと言って、たたかう労働者を妨害・弾圧する中央本部は、労働組合としての機能を失っていると言わざるを得ません!

②第三者機関の活用に至っては、これまで中央本部に上申した上で活用されてきたが、中央本部への相談や承認もないままに行っており、組織内に確立した慣習・慣例を逸脱したものである。
★中央本部に真っ当な労働者の視点が無いからだ!

東京地本は、さまざま形を変えて行われる会社からの悪辣な不当労働行為に対して、職場でのたたかいを前提に、具体的事象を挙げての団体交渉を行なうなど、精力的にたたかいつくり出してきました。しかし、ご存じの通り団体交渉で会社は「不適切な発言はあったかもしれないが、不当労働行為の意思で行なったものではない」などと理由ならざる理由を出して不当労働行為の事実を一切認めません。JRバス関東本部の交渉では「不当労働行為は第三者機関が認定するもの」との回答が出されています。

わたしたちは不当労働行為に対して、第三者機関の活用も含めた幅広いたたかいつくり出すために、署名などの行動を通して中央本部に何度も要請をしてきました。しかし、中央本部は「その場で自力でたたかう」「労働委員会で審議されても紙切れ1枚しか出ない」などの独自の主張を変えることはなく、真っ当にたたかおうとする労働者の声を見殺しにしてきたのです。今回の労働委員会への救済申し立て、個人訴訟はたたかわない本部に愛想を尽かした真っ当な労働者たちの決意の表れです!

さらに、個人訴訟は「個人」として行っている事であり、プライベートにまで【組織内に確立した慣例・慣習を逸脱している】との主張を押しつけてくる事は理解できません。

労働者魂を失った中央本部とは共にたたかえない!